

阪南市民病院指定管理者募集に関する意向調査 実施結果概要について（公表）

1. 調査の目的

阪南市民病院は平成23年（2011年）4月1日に指定管理者制度を導入し、社会医療法人生長会が指定管理者として病院運営を行っており、令和7年度（2025年度）末に指定管理期間が満了を迎えます。

本調査では、市民への安定的な医療サービスの提供を目的として、次期指定管理者の公募に向けた条件整理等を行うため、直接の対話にて次期事業への民間事業者の参画意向を確認するとともに、民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、次期事業の検討を進展させるための情報収集を目的としています。

本調査の結果を踏まえ、現指定管理者運営事業の課題を抽出するとともに、次期指定管理者運営事業に向けた改善策を検討します。

2. 阪南市民病院の概要

開設者	： 阪南市
病院名	： 社会医療法人生長会 阪南市民病院
経営形態	： 指定管理者制度(地方自治法第244条の2第3項に基づく)
所在地	： 大阪府阪南市下出17番地
施設規模	： 建物本館 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 地上7階 1階柱頭免震構造 建築面積 2,549.82 m ² 延床面積 14,912.47 m ² (内、保育所関連室 104.3 m ²) 付属建物 52.65 m ² 立体駐車場 1,135.17 m ² 駐輪場 75.10 m ²
許可病床数	： 185床(一般病床) (病床機能：高度急性期7床、急性期136床、回復期42床)
診療科目	： 内科、消化器内科、循環器内科、脳・血管内科、呼吸器内科、糖尿病内科、小児科、消化器外科、外科、整形外科、脳神経外科、腫瘍外科、婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、リハビリテーション科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、病理診断科、麻酔科、急病救急科、形成外科、歯科口腔外科

沿革	2008年12月	持続可能な病院運営を図ることを目的とした「阪南市立病院改革プラン」を策定
	2011年4月	指定管理者制度を導入 社会医療法人生長会阪南市民病院に改称
	2013年4月	新病院(建物)が竣工
	2014年4月	DPC(※1)対象病院となる
	2017年2月	日本医療機能評価機構 病院機能評価受審 (3rdG:Ver1.1「一般病院1(主たる機能)、 リハビリテーション病院(副機能)」認定)
	2022年3月	日本医療機能評価機構 病院機能評価再受審 (3rdG:Ver2.0「一般病院1(主たる機能)、 リハビリテーション病院(副機能)」認定)

※阪南市民病院経営強化プラン（令和6年度～令和9年度、2024年度～2027年度）より

3. 調査実施概要

実施日程：令和6年7月2日（火）、5日（金）

実施時間：1者あたり1時間程度

対話会場：阪南市立保健センター

参加者数：2者

4. 調査実施スケジュール

意向調査の実施及び事業説明会・現地見学会開催の公表	令和6年6月3日（月）
事業説明会・現地見学会への参加申込期限	令和6年6月13日（木）
事業説明会・現地見学会の開催	令和6年6月17日（月）
意向調査への参加申込期限	令和6年6月20日（木）
意向調査実施日時及び場所の連絡	令和6年6月24日（月）
事前アンケート調査の提出期限	令和6年6月24日（月）
意向調査の実施	令和6年7月2日（火）、 5日（金）
実施結果概要の公表	令和6年8月16日（金）

5. 実施結果概要

項目ごとに対話を行い、下記のとおりご意見、ご提案等をいただきました。

(1) 事業期間について

- ・事業期間を考える上で、ハード面では施設の残存期間が重要だが、ソフト面では将来の患者数の推移も重要です。受託しやすい期間は15年程度と考えます。
- ・病院建物の一般的な耐用年数は40年であり、指定管理期間が30年であれば、その期間の中で次の建て直しや改修の計画を考えていくことができます。
- ・一方、経営という視点で考えた場合、2040年に向けてこの地域の総人口は減少しますが、当面、高齢者の大きな減少はありません。その先を見据えた長期的なビジョンで考えていくことが大切と考えます。

(2) 備品（医療機器を含む）の購入費用の行政側の負担基準額について

- ・詳細な決算情報を確認しないと収支が分からず、運営が成り立つのかが分からないため、負担基準額についても正確に回答することが難しいです。
- ・備品等の迅速な購入は、医療の質の向上、人材の確保という観点からも重要な要素です。基準額について具体的な要望は特にありません。

(3) 大規模修繕工事等の費用の行政側の負担について

- ・どのような改修が起こり得るのかについて、もう少し情報を提供していただかないと費用の見込みが立ちません。
- ・負担に関する要望は特にありませんが、仮に空調の改修が必要になった場合、オフィス用にレンタルできる空調もあり、そうしたものも選択肢に入れて費用を抑える方法もあります。

(4) 指定管理料について

- ・指定管理料は総務省から交付される政策的医療等交付金が原資と考えています。政策的医療はそもそも不採算医療であり、そうした医療への人材確保費用の補填的側面もあると捉えているため、目標値を達成できないから減額というのでは、政策的医療の安定的な運営になじまないのではないかと考えます。

(5) 指定管理者負担金について

- ・特にありません。

(6) 阪南市民病院に求められている政策的医療の確保について

- ・リハビリテーションを政策的医療から外すことについては、泉州二次医療圏全体で考えた場合、回復期機能の減少に繋がる恐れがあるため、慎重に検討した方が良く考えます。
- ・災害医療、新興感染症は公立病院の役割として重要です。また、政策的医療という観点で言えば、リハビリテーション、歯科口腔医療は少し違うかもしれませんが、この地域に欠かせない診療科であります。

(7) 患者様やご家族様の来院手段の確保について

- ・地域の絞り込みは必要になりますが、当法人は来院手段の確保に関するノウハウを有しており、小型のバスであれば送迎の対応は可能であると考えます。
- ・市民病院が送迎サービスを行う場合は、地域の医師会、開業医との協議が必要となります。コミュニティバスのような既存のサービスを活用した方が良いと考えます。

(8) その他病院運営に関してのご提案等について

- ・仮に指定管理者が変わった場合、新しい指定管理者が人員を集めることになり、看護師、特に医師の確保が非常に困難なものになると考えます。全国区の病院で医師を柔軟に派遣できる病院でないと、この規模の医師の派遣は難しいように思います。
- ・待ち時間対策については、AI問診を導入しているケースもあり、IT、DX投資という観点からも考えていきたいです。

(9) 上記のほか、公募条件についてのご意見、ご要望、配慮してほしい事項等について

- ・厨房がなくても食事を提供できるセントラルキッチン方式への対応が公募条件の1つになると考えますが、当法人はセントラルキッチン方式の採用が難しい部分もあります。

6. 調査結果

本調査によって、民間事業者のご意見や新たなご提案等について把握することができました。

今後は、本調査の結果を参考にして、具体的な現指定管理者運営事業の課題を抽出するとともに、次期指定管理者運営事業に向けた改善策を検討していきます。

7. 問い合わせ先

阪南市立保健センター 阪南市民病院事業担当：山本、福井

TEL 072-472-2800/FAX:072-471-9868